

# 令和4年度 国土技術政策総合研究所

## 技術提案評価審査会（全体会議）

（議事2） 令和5年度の入札・契約実施方針

■ 令和5年3月

令和5年度入札・契約の取り組みは、働き方改革、品質の確保、競争環境の確保など全国的な動きや受発注者からの意見を踏まえ策定

## I 働き方改革への取り組み(建設コンサルタント業務)

### 1. 入札・契約に関する取り組み

- (1) 発注時期と履行期限の平準化(平成29年4月から継続)
- (2) 特定(評価)テーマ数の制限(平成29年4月から継続)
- (3) 休業期間を考慮した業務実績年数の緩和(平成29年4月から継続)
- (4) 簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式の運用(平成29年5月から継続)
- (5) 参加者の有無を確認する公募手続き(平成28年7月から継続)

### 2. 業務履行に関する取り組み

- (1) ワークライフバランスの改善
  - 1) ウィークリースタンスの徹底(平成30年4月から継続)
  - 2) 業務スケジュール管理表の活用徹底(平成30年4月から継続)
- (2) 受発注者間の業務打合せにおけるWeb会議の活用(令和2年2月から継続)
- (3) 情報共有システム(ASP)の活用・・・コンサル業務、工事、役務等(令和2年4月から継続)

## II 品質確保対策(建設コンサルタント業務)

- 1. 技術競争の拡大(平成31年4月より継続)
- 2. 履行確実性評価の実施(平成31年4月より継続)

## Ⅲ 技術力が十分発揮できる競争環境の確保(建設コンサルタント業務)

1. 競争参加者を増やすための取り組み（継続）

## Ⅳ 入札契約の実施概要

### 1. 発注方式

- 1) 建設コンサルタント業務
- 2) 工 事
- 3) 役 務
- 4) 資 料 契約方式の選定の考え方(建設コンサルタント業務)

### 2. 建設コンサルタント業務の競争参加資格要件

### 3. 特定者及び落札者の決定方法

- 1) プロポーザル方式(建設コンサルタント業務)、企画競争方式(役務)
- 2) 総合評価落札方式(建設コンサルタント業務)
- 3) 総合評価落札方式(工事)

### 4. 総合評価落札方式における賃上げ実施に関する評価

### 5. 建設コンサルタント業務の評価ウエイト

### 6. 建設コンサルタント業務の技術提案の評価方法

### 7. 工事(総合評価落札方式)の発注方式について

(参考)技術提案評価審査会(個別審査)での取り組み

## (1) - 1 発注時期の前倒し(平成29年4月から継続)

○業務量の平準化と適正な履行期間確保のため、引き続き発注時期の前倒しに努める。

### 【上半期契約率】

◇上半期(4月~9月) : R2年度(60%) → R3年度(62%) → R4年度(71%)※  
 うち(4月~7月) : R2年度(36%) → R3年度(35%) → R4年度(42%)※

※1月末時点の  
暫定値

### ■上半期契約率(件数ベース)

	上半期		(4月~7月)		年間
	件数	契約率	件数	契約率	件数
R2	168	60%	101	36%	279
R3	148	62%	84	35%	237
R4	163	71%	97	42%	230
平均	160	65%	94	38%	249

※R4の年間値は1月末現在の暫定値

# I 働き方改革への取り組み(入札・契約に関する取り組み)

## (1) - 2 履行期限の平準化(平成29年4月から継続)

○年度末に集中している業務の履行期限について、働き方改革や品質確保の観点から平準化に努める。

◇3月履行期限 : R1年度(49%) → R2年度(54%) → R3年度(49%)

◇翌年度へ繰越 : R1年度(24%) → R2年度(24%) → R3年度(28%)

### ■令和元年度 履行期限の状況

令和2年度へ繰越

期間	4月-12月	1-2月	3月	小計	4月以降	計
件数	12	54	120	186	58	244
期間比率	5%	22%	49%	76%	24%	100%

・計上対象は、土木関係コンサルタント業務(港湾空港関係除く)

※件数: 当該年度発注業務

### ■令和2年度 履行期限の状況

令和3年度へ繰越

期間	4月-12月	1-2月	3月	小計	4月以降	計
件数	8	44	128	180	56	236
期間比率	3%	19%	54%	76%	24%	100%

・計上対象は、土木関係コンサルタント業務(港湾空港関係除く)

※件数: 当該年度発注業務

### ■令和3年度 履行期限の状況

令和4年度へ繰越

期間	4月-12月	1-2月	3月	小計	4月以降	計
件数	8	35	96	139	55	194
期間比率	4%	18%	49%	72%	28%	100%

・計上対象は、土木関係コンサルタント業務(港湾空港関係除く)

※件数: 当該年度発注業務

# I 働き方改革への取り組み(入札・契約に関する取り組み)

## (2) 特定(評価)テーマ数の制限(H29年4月より継続)

○建設コンサルタント業務で特定(評価)テーマの数を緩和、提案書作成及び審査の負担軽減。(H31年3月より)

1) 2000万円超……基本2テーマ(業務内容に応じて1テーマも選択可能)

2) 2000万円以下……基本1テーマ(業務内容に応じて2テーマも選択可能)

※H29・30年度のルール

1) 1000万円超……2テーマ

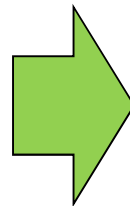
2) 1000万円以下……1テーマ

### 特定(評価)テーマの2テーマ設定の割合変化

【1千万円超で2テーマ】

H30年度(プロポ)

86件／236件  
全体数の  
36%が2テーマ



【2千万円超で基本2テーマ】

R01年度(プロポ)

43件／237件  
全件数の  
18%が2テーマ



R03年度(プロポ)

37件／192件  
全件数の  
19%が2テーマ



R04年度(プロポ)  
(1月末時点の暫定値)

27件／191件  
全件数の  
14%が2テーマ

※新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえ  
受発注者の負担軽減を周知(R02、R03年度)

# I 働き方改革への取り組み(入札・契約に関する取り組み)

## (3) 休業期間を考慮した業務実績年数の緩和(平成29年4月から継続)

- 予定管理技術者が、業務実績等の評価対象期間内において、出産前・後及び育児、介護休業を取得している場合、その期間を遡り、評価対象期間を延長する試行。
- 対象とする休業は、「労働基準法」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で規定する「産前・産後休業」、「育児休業」、「介護休業」

■ 業務成績、優良業務表彰(評価対象期間:過去4ヶ年)の例

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30 評価年度切替					
								4月	5月	6月	7月	8月	9月
審査基準日 (公示日)	4~7月	評価対象期間 1年溯り延長		10日休業		← 公告日 →							
	8月以降	評価対象期間 2年溯り延長		200日休業		200日休業		← 公告日 →					
		累計400日休業											

 : 評価対象期間外

# I 働き方改革への取り組み(入札・契約に関する取り組み)

## (4)簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式の運用(平成29年5月から継続)

### ○参加表明書と技術提案書を同時提出

- (1)技術提案書の作成に要する期間をこれまで以上に確保
- (2)公示日から特定に要する期間の短縮
- (3)技術提案を要請した者の情報が、技術提案書作成前に漏洩する等のリスク低減

#### 技術提案書の作成が可能な日数

#### 簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式

- 技術提案書の作成期間 10日※土日含む
- 契約手続期間 70日

#### 簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式

- 技術提案書の作成期間
  - 特定テーマ1つ → 14日(18日※土日を含む)
  - 特定テーマ2つ → 20日(26日※土日を含む)
- 契約手続期間 50日



# I 働き方改革への取り組み(入札・契約に関する取り組み)

## (5)参加者の有無を確認する公募手続き(略称「確認公募方式」) (平成27年7月から継続)

○契約手続期間の短縮による業務発注効率化の取り組みとして、平成28年7月から情報システムの改良等業務において確認公募方式を採用。

H30年度(11件) R1年度(11件) R2年度(11件) R3年度(10件) **R4年度(9件)**

(1月末時点の暫定値)

○業務効率化に寄与するため、引き続き採用を継続する。

### 【概要】確認公募方式の選択にあたっての確認事項

1-1. 情報システムの開発規模等の確認 ※(1)または(2)に該当していること。

(1) 既存情報システムの開発規模が大きく複雑等、部分改良が困難と認められる

改良部分が情報システム全体の信頼性に影響を及ぼさない場合は適用不可。

(2) 情報システムの改良規模が相対的に小さく、全面改良が困難と見込まれる

既存システムが比較的小規模で、新たにシステム全体を作成しても、改良に支弁する費用で採算がとれる場合は適用不可。

1-2. 入札契約実績の確認

(1) 契約実績の確認

過去にシステム構築者以外の者が改良等の業務を受注していないこと。

(2) 競争参加実績の確認

前回の改良等の業務(プロポーザル方式または確認公募方式発注)において、システム構築者以外の者が競争参加していないこと。

※システムの当初構築後、最初の改良等においてはプロポーザル方式を適用

1-3. 設計企業体の確認

システム構築者が単一業者であることが書面で確認できなければ適用不可

# I 働き方改革への取り組み(業務履行に関する取り組み)

## (1)ワークライフバランスの改善

○受発注者間において、コンサルタント業務等の業務環境を改善し、より一層の円滑な業務実施と品質向上に努めることを目的とする。

### 1)ウィクリースタンスの徹底(平成30年4月から継続)

◇一週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより業務環境等を改善する取り組み。

◇受発注者の各職場において、下記の①、②及び③の業務環境改善の取り組みについて重点的に取り組むこととし、その他の項目についても個々の業務特性を踏まえて、積極的に取り組み、業務環境改善の対策を行うものとする。

- ①月曜日を依頼の期限日としない(マンデー・ノーピリオド)
- ②水曜日は定時の帰宅に心掛ける(ウェンズデー・ホーム)
- ③土・日曜に休暇が取れるように金曜日には依頼しない(フライデー・ノーリクエスト)
- ④昼休みや午後5時以降の打合せをしない(ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング)
- ⑤定時間際、定時後の依頼、打合せをしない(イブニング・ノーリクエスト)
- ⑥金曜日も定時の帰宅に心掛ける。

◇初回打合せにおいて、具体的実施内容を協議し、業務完了後、実施結果のフォローアップを実施し、今後の業務環境の改善に反映させる。**(令和3年5月1日以降の発注案件より特記仕様書に明記。)**



## I 働き方改革への取り組み(業務履行に関する取り組み)

### (2) 受発注者間の業務打合せにおけるWeb会議の活用(令和2年2月から継続)

- 働き方改革のツールとして期待される「Web会議」について、コンサルタント業務の打合せ等において積極活用する。
- 当面は全ての業務打合せ、もしくは、中間打合せにおいて実施することを令和2年9月発注案件より特記仕様書に明記。

- ◇国土交通省にて予め契約しているWeb会議サービス(Microsoft Teams)の活用を基本とする。
- ◇利用登録、会議室の立ち上げは調査職員にて行い、受注者に対して参加アカウントを発行・通知する。
- ◇受発注者の都合により対面打合せを行うことは妨げない。

### (3) 情報共有システム(ASP方式)の活用・・・コンサル業務、役務等(令和2年4月から継続)

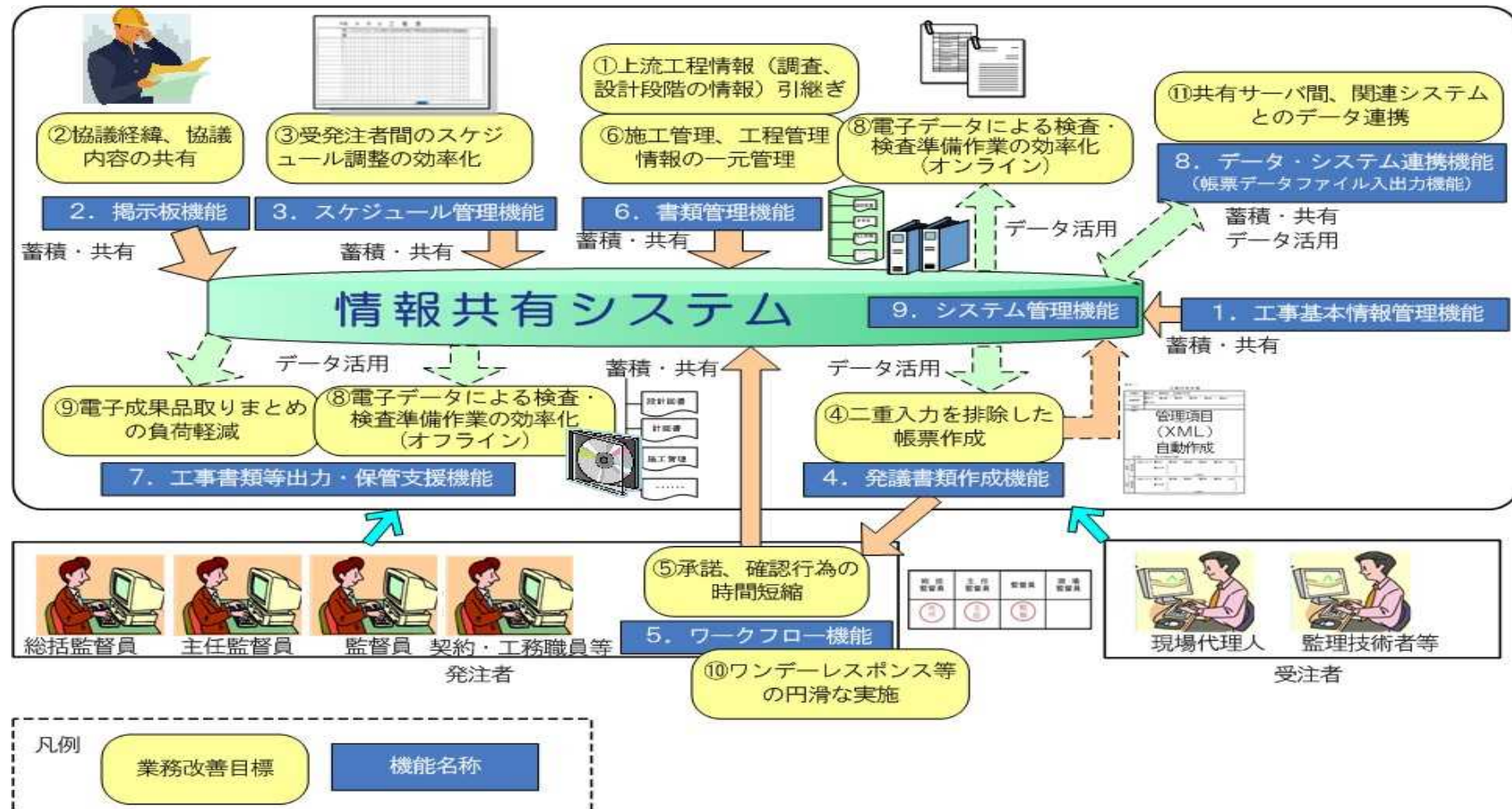
- 働き方改革のツールとして期待され、工事にて活用が進む「情報共有システム(ASP)」について、コンサル業務や役務での活用を推進する。 ※ASP:アプリケーション・サービス・プロバイダ

- ◇ASP方式の情報共有システムは、工事書類のやりとりと蓄積を民間クラウドサーバー上で電子的に行うものとして発展してきたが、一昨年度辺りから、コンサル業務や役務で活用できるサービスが登場し、令和2年4月発注案件より役務(設備の点検整備等)で活用している。
- ◇コンサル業務での活用ルールについて検討を進めるほか、当面は、受注者から希望があれば、積極的に応じることとし、成績評定において創意工夫の評価対象とする。

# I 働き方改革への取り組み(業務履行に関する取り組み)

## ○情報共有システム(ASP方式)の紹介

- 従来の紙媒体では、工事書類の作成、印刷、配布、整理等に多くの時間や資源を費やす必要がありました。
- 一方、情報通信技術(ICT)を活用した「情報共有システム」では、関係者が互いに作成した情報を「いつでも」「どこでも」検索、閲覧、取得できるようになり業務の効率化、省力化を図ることができます。



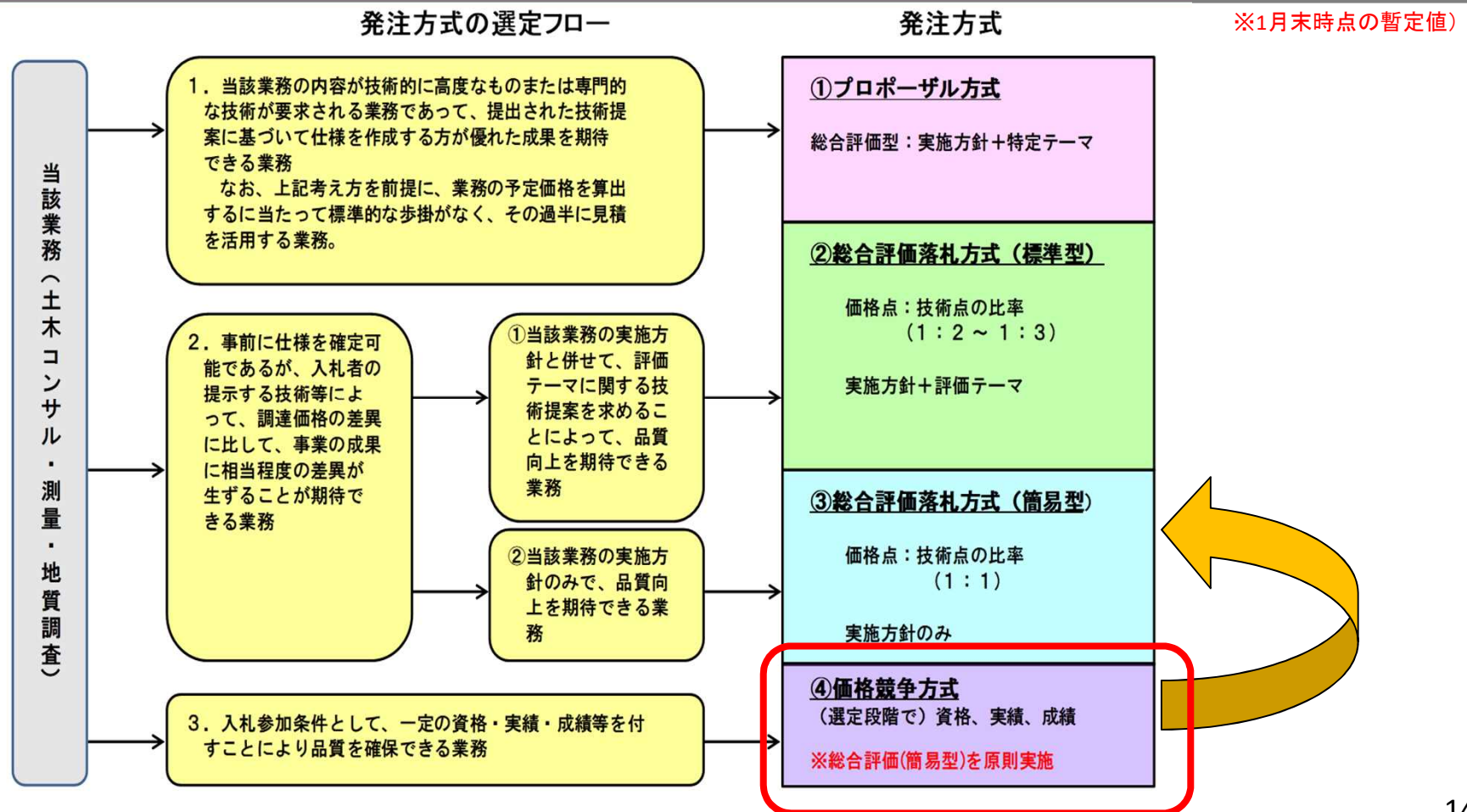
## Ⅱ 品質確保対策

### 1. 技術競争の拡大(令和元年4月より継続)

○価格競争方式に該当する建設コンサルタント業務について、総合評価落札方式(簡易型1:1)を原則適用。(より簡易な作業については役務契約に移行)

◇価格競争 : H30年度(18件)→R1年度(1件)→R3年度(0件)→R4年度(0件)※

◇総合評価(簡易型): H30年度(9件)→R1年度(15件)→R3年度(20件)→R4年度(13件)※



## Ⅱ 品質確保対策

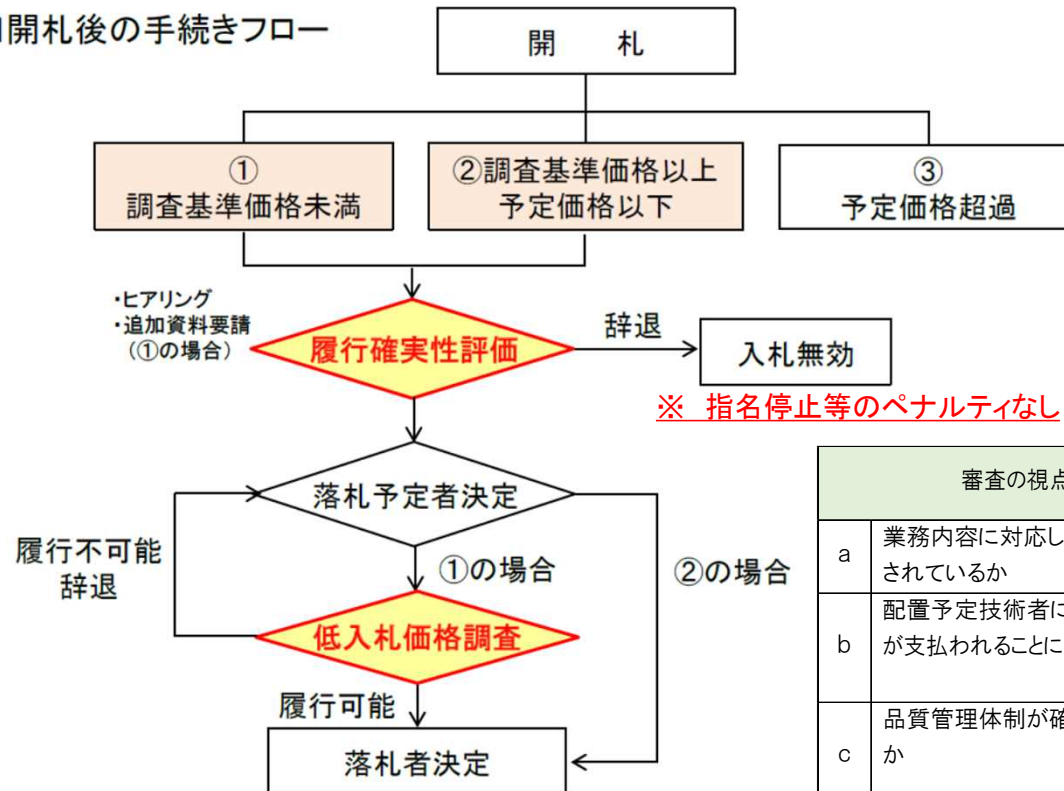
### 2. 履行確実性評価の実施(平成31年4月より継続)

○総合評価落札方式で発注するコンサルタント業務については、低入札対策として、「履行確実性評価」を実施する。

◇低入件数／全件数：R2年度(0件/15件)→R3年度(1件/35件)→R4年度(1件/30件)※

※1月末時点の暫定値)

#### ■開札後の手続きフロー



※ 指名停止等のペナルティなし

	審査の視点	審査内容
a	業務内容に対応した費用が計上されているか	直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等が必要額を確保しているか
b	配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか	配置予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか 配置予定技術者の人工が適正であるか
c	品質管理体制が確保されているか	照査予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか 照査予定技術者の人工は適正であるか
d	再委託先への支払いは適正か	再委託業務内容を再委託先が確認しているか

※確認できた項目数に応じて履行確実性度を算出し、技術提案点に乗じる。

# Ⅲ 競争環境の確保

## 1. 競争参加者を増やすための取り組み(継続)

○業務発注において、業務内容と業務量の明確化など発注者としての責務を引き続き果たすとともに、競争参加者を増やすための取り組みを行う。

### (H28年度)

- ①適切な工期確保と履行期限の平準化への配慮を徹底
- ②条件明示、研究職員との役割分担明示、作業量の定量表示の徹底
- ③継続研究に関する業務の過年度からの関連性のある業務の場合
  - ・単年度業務として実施可能な仕様とする
  - ・特定テーマは新規業務部分を対象に設定
- ④異なる技術分野の業務を合併発注しない
- ⑤技術士の専門科目の条件撤廃
- ⑥技術提案に必要な閲覧資料の拡充と公開情報のHPアドレス明記
- ⑦応募想定業者数(テクリス実績検索)30者以上確保できる同種業務実績の要件設定を原則とする(最低でも10者)。

### (H29年度追加)

- ⑧情報システムの改良業務について、「参加者の有無を確認する公募型」を試行開始。
- ⑨1000万円以下の業務について、特定テーマを原則1つとする。
- ⑩参加表明書と技術提案書を同時に提出するタイプ(拡大型)を原則適用(契約手続期間短縮+技術提案書作成期間延長)

### (H30年度追加)

- ①(強化)「履行期限の平準化」に数値目標(3月納期を全体の40%以下)を設定。
- ⑪ワンデーレスポンス、ウィクリースタンスの導入

### (R1年度追加)

- ⑨(拡大)2000万円以下の業務について、特定テーマを原則1つとする。
- ⑫「実施方針、業務フロー」の様式をA4判2枚から1枚に軽減。
- ⑬都心から離れた国総研発注業務の労務負担に配慮して、Web会議システムを使ったヒアリングや業務打ち合わせを試行開始。
- ⑭業務名称や業務内容の記載を可能な限り平易・明快化

### (R2年度追加)

- ⑬Web会議システムを使ったヒアリングや業務打ち合わせを原則実施。(業務説明書及び特記仕様書に明記)

### (R3年度追加)

- ⑪ウィクリースタンスの徹底、業務スケジュール管理表の活用徹底。(特記仕様書に明記)
- ⑮既存資料の閲覧について、Web閲覧(国土技術政策総合研究のホームページ上)を選択可能とした試行開始



## IV 入札・契約の実施概要

### 1. 発注方式

#### 1) 建設コンサルタント業務等

○次頁の「契約方式の選定の考え方」により、契約方式を決定

業務内容に応じて、プロポーザル方式または、総合評価方式(一般競争)を選択する。

◇プロポーザル方式では、参加表明書と技術提案書を同時に提出させる拡大型を原則適用

◇情報システムの改良等において参加者の有無を確認する公募方式の採用

#### 2) 工 事

○予定金額に関わらず、総合評価落札方式(一般競争入札)を採用する。

○総合評価のタイプは、技術提案を求めない「施工能力評価Ⅱ型」を原則採用するが、工事内容に応じて技術提案を求める「施工能力評価Ⅰ型」等を検討する。

○競争参加資格や評価項目の設定については、関東地方整備局で定める総合評価ガイドラインに従うものとする。

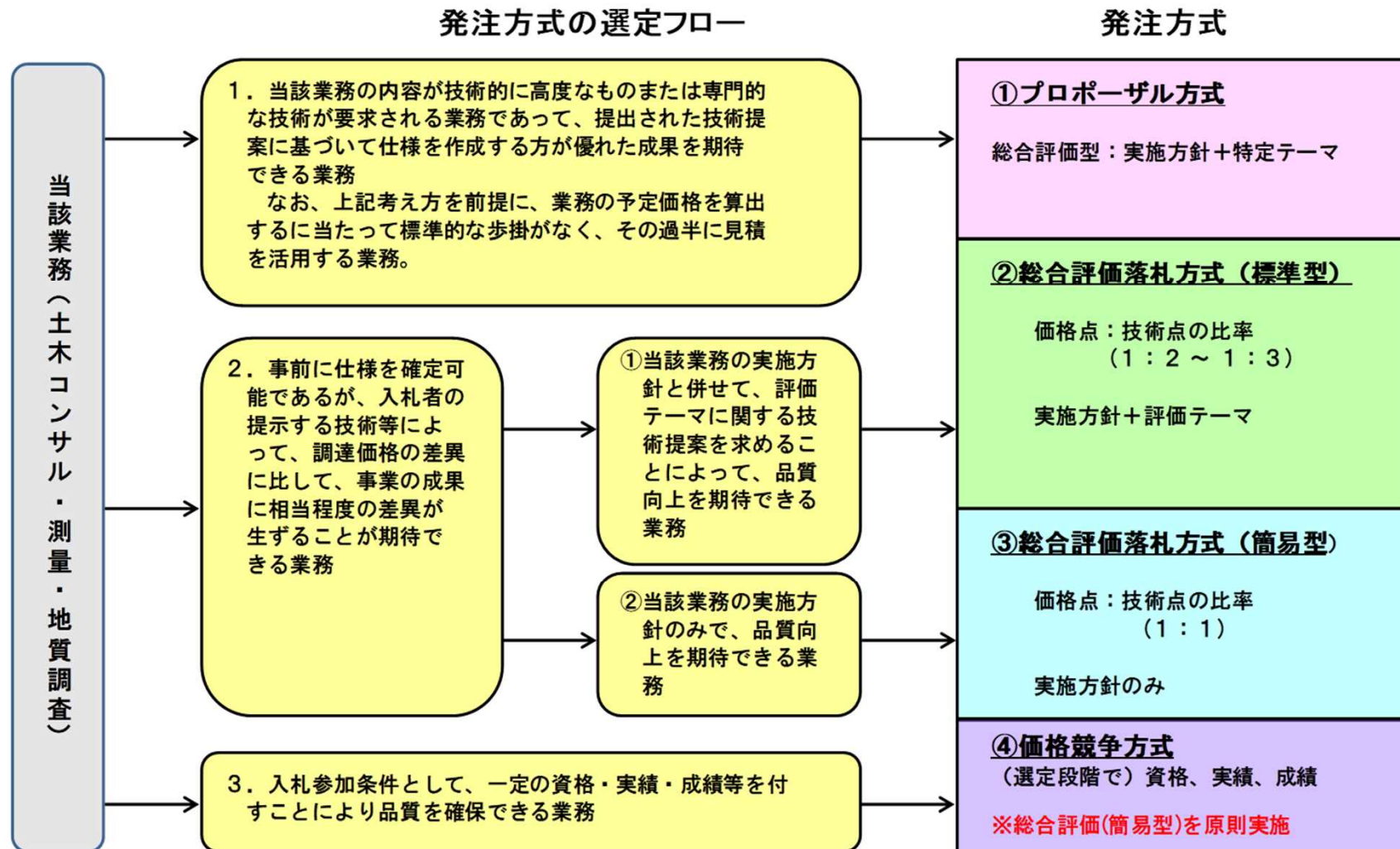
#### 3) 役 務

○価格競争方式については、予定金額に関わらず一般競争入札を採用する。

○企画競争方式または総合評価落札方式の適用及び、競争参加資格や評価項目の設定については、関東地方整備局で定める実施要領に従うものとする。

# IV 入札・契約の実施概要

## 4) 資料 「契約方式の選定の考え方」(コンサルタント業務)



出典：建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン(国土交通省)

# IV 入札・契約の実施概要

## 2. 建設コンサルタント業務の競争参加資格要件 (R4一部改定)

審査項目	確認審査の着目点	審査基準
企業及び 予定管理技術者	業務執行技術力	同種または類似業務の実績の有無(技術者には研究実績を追加可能) ※業務には委託研究実績を含む ※海外での実績についても評価(R3年度以降の評価に適用)
予定管理技術者	技術者資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>○技術士(総合技術監理部門(選択科目:建設))</li> <li>○技術士(建設部門)</li> <li>○博士又はこれと同分野・同レベルと認められる学位</li> <li>○一級建築士【建築関係分野に適用】</li> <li>○国土交通省登録技術者資格(該当分野:計画・調査・設計)</li> <li>○RCCM(〇〇部門)</li> <li>○土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)</li> <li>○競争的研究資金等を用いた研究の研究代表者としての経験</li> <li>○その他、想定できる場合は、資格の追加可能</li> </ul> ※上記のいずれかを有する者
	業務成績	国交省等発注業務(100万円以上)の平均成績が60点以上
	専任性	手持ち業務量が5億円未満かつ10件未満 【すでに低入札案件がある場合は2.5億円未満かつ5件未満】 <b>※令和3年5月1日より適用</b>
業務実施体制	業務実施体制の 妥当性	業務の分担構成(再委託の有無等)

## IV 入札・契約の実施概要

### 3. 特定者及び落札者の決定方法 (R4一部改定)

#### 1) プロポーザル方式(建設コンサルタント業務)、企画競争方式(役務)

技術提案書の評価点が最も高い者を特定者とする。

#### 2) 総合評価落札方式(建設コンサルタント業務)

技術提案等と入札価格を点数化し、評価値を決定。入札価格が予定価格以下の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= (\text{価格評価点}) + (\text{技術評価点}) \\ &= A \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) + B \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計}) \end{aligned}$$

A: 価格評価点の満点(標準型は30点、簡易型は60点)    B: 技術評価点の満点(60点)

$$\text{技術評価の得点合計} = C + D \times E + F$$

C: 予定管理技術者の経験及び能力に係る評価点

D: 技術提案に係る評価点

E: 技術提案の履行確実性度(低入札以外は1.0、低入札のとき調査を行い1.0~0.0の間で評価)

F: 賃上げ実施に係る評価(実施を表明する参加者を評価)

※賃上げ実施に係る評価の配点は技術評価の配点合計の5%以上となるよう設定

#### 3) 総合評価落札方式(工事)

技術提案等を点数化し、入札価格で除して評価値を決定。入札価格が予定価格以下の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。

$$\text{評価値} = (A + B + C + D) / \text{入札価格} \times 10^8$$

A: 標準点(100点)

B: 加算点(40点満点)

C: 賃上げ実施に係る評価点(3点満点)

D: 施工体制評価点(30点満点)

※賃上げ実施に関する評価の配点は加算点との合計の5%以上となるよう設定

## IV 入札・契約の実施概要

### 4. 総合評価落札方式における賃上げ実施に関する評価 (R4追加項目)

#### ○緊急提言

～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～ (令和3年11月8日 新しい資本主義実現会議)

- ・政府調達の対象企業の賃上げを促進するため、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討



「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日 財務大臣通知)

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月24日 本省通知)

### 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

#### 1. 適用対象

- ・令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達

#### 2. 総合評価の加点評価

- ・事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値(大企業:3%、中小企業:1.5%)以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。(技術(加算)点の5%以上の整数)

##### 【業務】

- ・加点は、従来の技術点に含めて加算を行い、その後の技術評価点の算出は従来と同じ。

技術評価点 = 60点 × 技術点(賃上げ加算点を含む) / 技術点満点(賃上げ加算の配点を含む)

##### ① 総合評価落札方式(標準型)

技術点満点が200点の場合 → 技術点200点 + 賃上げ加算点11点 = 211点 (11点 / 211点 = 5.2%)

##### ② 総合評価落札方式(簡易型)

技術点満点が100点の場合 → 技術点100点 + 賃上げ加算点6点 = 106点 (6点 / 106点 = 6%)

##### 【工事】

- ・従来の加算点は今までどおり整理し、その後に賃上げ加算点を加算する。

##### ① 総合評価落札方式(施工能力評価型 I 型、II 型)

加算点の合計が40点の場合 → 従来の加算点40点 + 賃上げ加算点3点 = 43点 (3点 / 43点 = 6.9%)

## IV 入札・契約の実施概要

### 4. 総合評価落札方式における賃上げ実施に関する評価 (R4追加項目)

#### 3. 評価方法

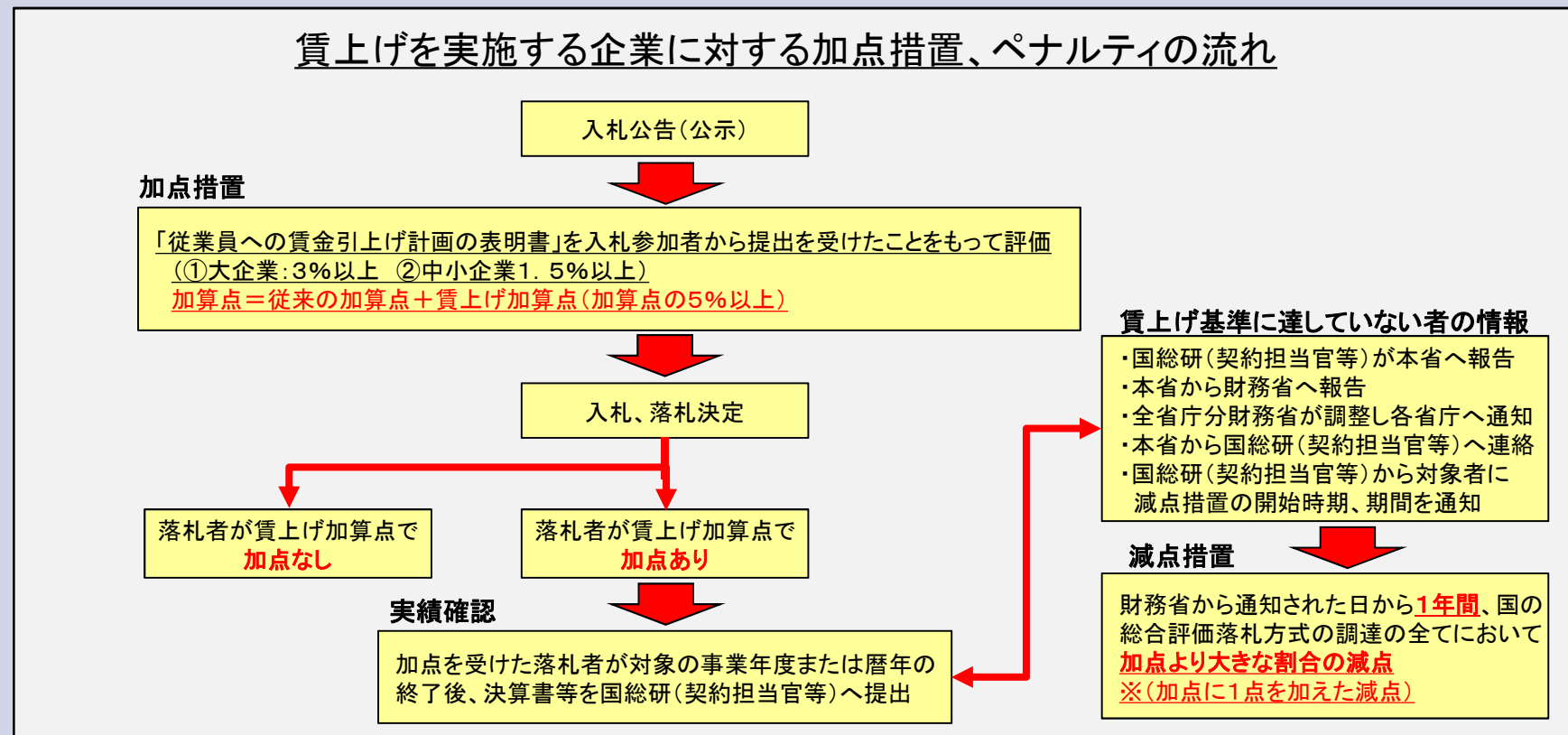
- ・賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を入札参加者から提出を受けたことをもって評価する。

#### 4. 賃上げ実績の確認

- ・加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認する。

#### 5. 賃上げ基準に達していない者について

- ・本取組により加点する割合よりも大きな減点。(賃上げ加算点に1点を加えた減点)



# IV 入札・契約の実施概要

## 5. 建設コンサルタント業務の評価ウエイト (R4改訂)

評価項目	各項目の配点			備考 括弧内は配点 (プロポ／総合評価)	
	プロポ	総合評価			
		標準型	簡易型		
実績等	技術者の資格	3	6	6	A(3 / 6)、B(2 / 4)、C(1 / 2)
	技術者のCPD取得状況*	1	1	1	各団体の推奨単位の取得の有:A(1 / 1)、無:B(0 / 0)
	業務実績	4	13	13	同種業務・研究:A(4 / 13)、類似業務・研究:B(2 / 7)
	技術者の業務成績*	10	25	25	A(10 / 25)、B(8 / 20)、C(6 / 15)、D(4 / 10)、E(2 / 5)、F(0 / 0)
	技術者の表彰の有無*	2	5	5	国総研表彰:A(2 / 5)、整備局等表彰:B(1 / 3)
	配点小計	20	50	50	
技術提案	実施方針・実施フロー	30	50	50	
	特定(評価)テーマ	90	100	-	
	配点小計	120	150	50	
配点計		140	200	100	
賃上げを実施する企業に対する加点		-	11	6	下記配点合計の5%以上の整数となるよう設定
配点合計		140	211	106	

- ◆表中の「\*」については、建築関係業務においては評価対象としないことができる。
- ◆上記のうち港湾・空港分野については、「技術者のCPD取得状況」に換えて「技術者資格等」を評価項目としている。
- ◆管理技術者のほか、担当技術者にも資格要件を求める場合は、その平均を評価点とする。
- ◆総合評価方式の対象案件は、「公共工事に関する調査及び設計に関する入札に係る総合評価の実施について」(平成20年11月5日付け国官会第1354号、国地契第38号)に該当するものに限る。

## IV 入札・契約の実施概要

### 6. 工事(総合評価落札方式)の発注方式について (R4一部改訂)

○**施工能力評価型Ⅱ型(技術提案(施工計画書)を求めないタイプ)**を標準とし、評価項目設定等の詳細については、関東地方整備局の発行する総合評価ガイドラインに従うものとする。

評価項目	配点	備考
同種工事の施工実績	5	より高い同種性(5)、同種性が認められる(0)
工事成績(過去3年)	6	80点以上(6)、75点以上(3)、70点以上(1)、70点未満・実績なし(0)
工事成績(減点要素)	-5	過去1年で65点未満の工事あり(-5)
<b>企業 の 施 工 能 力</b> 優良工事等表彰	3	国総研所長・整備局長表彰(3)、事務所長表彰(1)、表彰なし(0)
事故および不誠実な行為	-12	文書注意(-4)、口頭注意(-2)、修補期間中(-4)、契約締結辞退から指名停止を受けるまでの期間中(-4) ※合算で最大12点まで
優良下請表彰企業の活用	1	優良下請表彰企業を当該工事で活用(1)、活用なし(0)
I技術開発実績の有無	1	取得あり(1)、取得なし(0)
「難工事」施工実績	1	過去1年で「難工事指定」対象工事を施工(1)、実績なし(0)
難工事功労表彰	1	過去1年で「難工事功労表彰」を受賞(1)、受賞なし(0)
若手技術者の活用	2	当該工事で活用(2)、活用なし(0)
配点小計(減点なし)	20	
<b>配 置 予 定 技 術 者 の 能 力</b> 同種工事の同種性	6	より高い同種性(6)、同種性が認めれる(0)
同種工事の工事成績	6	80点以上(6)、75点以上(3)、70点以上(1)、70点未満・実績なし(0)
優良工事技術者表彰	4	国総研所長・整備局長表彰(4)、事務所長表彰(2)、表彰なし(0)
難工事施工実績	1	実績あり(1)、実績なし(0)
難工事功労表彰の有無	1	表彰あり(1)、表彰なし(0)
同種工事の施工経験	1	主任(監理)技術者または現場代理人を経験(1)、経験なし(0)
CPDの取得状況	1	各団体が推奨する単位を取得(1)、取得なし(0)
配点小計	20	
賃上げを実施する企業に対する加点	3	下記配点合計の5%以上の整数となるよう設定
配点合計	43	



## IV 入札・契約の実施概要

### 7. 技術提案評価審査会の改善について

#### ◆改善の方向性

審査会の運営の改善として、発注を行う全件を審議対象としてきた従前の方法から、他地整でも実施している案件を抽出して審議対象とする方法を実施する事としたいと考えております。

#### ◇抽出方法

抽出方法の基本的な考え方については以下のとおりとする。

##### 1) 基本的な考え方

- ① 抽出案件が恣意的にならないようルールを定めて機械的に抽出する
- ② 評価方法のばらつきが把握できるようにするため、特定の部署に偏らないように各研究部・センター毎にバランス良く抽出する

※ 具体の抽出方法は別添のとおり

##### 2) 実績に基づくシミュレーション結果

令和3年度の実績を元にシミュレーションを実施した結果は以下のとおり。

- 《シミュレーション結果》
- ・ 3件抽出の場合 44%減
  - ・ 4件抽出の場合 30%減

・ 審査会においては、評価が適切に行われている事を確認して頂く事が重要であり、片や、件数がそれほど減らないと改善にはつながらない事から3件抽出として実施する。

※ 現在の実施状況は、1時間で4件を上限とし、1件あたり15分で審議を行って頂いておりますが、それを超過している場合も多くある。

今後、審議時間は1時間とするものとし、3件とした場合には、1件あたり20分程度の審議時間が確保されるという利点もあると考えている。

- 1) 抽出案件について、発注方式（プロポーザル方式、総合評価落札方式等）毎のバランスが著しく悪い場合には、それらも考慮することを検討するものとする。
- 2) 実施方針や評価方法について、大きな変更があった場合には、全体会議等において、抽出審議とするか全件審議とするか等についてご意見を頂くものとする。

## IV 入札・契約の実施概要

### 7. 技術提案評価審査会の改善について

#### 案件抽出方法（案）

##### 1. 審議件数及び審議の進め方

1) 審議の開始前に、当該審査会における審議対象案件について、「件名」「担当研究室名」「契約方式」等を記載した一覧表を提示し、そこに抽出して審議する案件を明示する。

審議対象となった案件について、従前のおり、審議結果が「妥当」「軽微な修正のうえ妥当」又は「保留」の判断をして頂く事とする。

2) 審査会における1回当たりの審議件数の上限は3件とする。

なお、業務（総合評価落札方式）及び工事における低入札案件についての審議は必須とし、3件の枠外で審議するものとする。

##### 2. 抽出方法（案）

1回の審査会における件数が3件を上回る場合は、以下により絞り込みを行うものとする。

①から③を前提条件として、1)から4)により選定するものとする。

①当該審査会の案件が2研究部以下の場合は各研究部等から1件以上選定

②当該審査会の案件が3研究部以上の場合は3研究部等から1件ずつ選定

③当該年度に審査を受けていない研究部等の案件を優先して選定する

1) 当該審査会を含む当該年度の累計対象案件数を、自然数で割り有効数字2桁までの数値を得る。

2) 当該審査会に案件を提出した研究部等から、これまでの審査会における審査対象数までの自然数で割った数値を除外し、上位3つまで数値が該当する研究部等から抽出する。

3) 点数が同点となる場合は、当該審査会後の時点で発注予定件数の少ない研究部等から選定する。

4) 同一研究部等内で、点数が同点となった場合は、以下の順に抽出する。

・参加者数の多い案件を優先する

・前記で選定できない場合は、業務規模の大きい案件を優先する

# IV 入札・契約の実施概要

## 7. 技術提案評価審査会の改善について

審議対象案件整理表（案）

機密性 2 情報  
作成日\_作成担当課\_用途\_保存期間

### 技術提案評価審査会 第〇〇回個別審査会

#### 審議対象案件一覧

整理番号	審議案件名	担当研究部等	担当研究室	参加者数	審議対象	備考
1	夾雑物の多い下水試料を用いたウイルス測定に関する調査業務	下水道研究部	下水処理研究室	2	○	
2	一級水系における河川水温データ整理及び統計的解析手法試算業務	河川研究部	海岸研究室	1		
3	地震動特性を考慮した斜面崩壊発生・非発生の統計分析業務	土砂災害研究部	砂防研究室	3		
4	一般交通量調査結果の集約・分析等に関する業務	道路交通研究部	道路研究室	1		
5	部分係数法による道路橋の設計事例整理及び修繕に関する試設計業務	道路構造物研究部	橋梁研究室	2	○	
6	舗装の点検結果整理及びライフサイクルコスト算定に関する調査業務	道路構造物研究部	道路基盤研究室	1		
7	土木工事積算実績データ分析ツールプロトタイプ構築業務	社会資本マネジメント研究センター	社会資本システム研究室	1	○	
8	住宅性能表示制度創設時の検討状況等に関する調査業務	建築研究部	基準認証システム研究室	1		
9	事務庁舎を対象とした省エネ改修効果に関する調査業務	住宅研究部	建築環境研究室	2		
10	郊外住宅団地における生活支援機能の導入に関する調査業務	都市研究部	都市開発研究室	1		

# (参考) 技術提案評価審査会(個別審査会)での取り組み

## 1. Web審査会の実施(令和元年5月より継続)

○技術提案評価審査会の個別審査において、業務負担の削減を実施。

◇令和5年度の個別審査開催においては、令和4年度に引き続き「Web会議」  
Microsoft Teamsを活用して実施(約50回を予定)

### 国土技術政策総合研究所 技術提案評価審査会

#### テレビ会議システム構成

